

「第二種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見提出者一覧

計 5 件

(意見提出順、敬称略)

	意見提出者
1	個人
2	個人
3	株式会社 NTT ドコモ
4	KDDI 株式会社
5	ソフトバンク株式会社

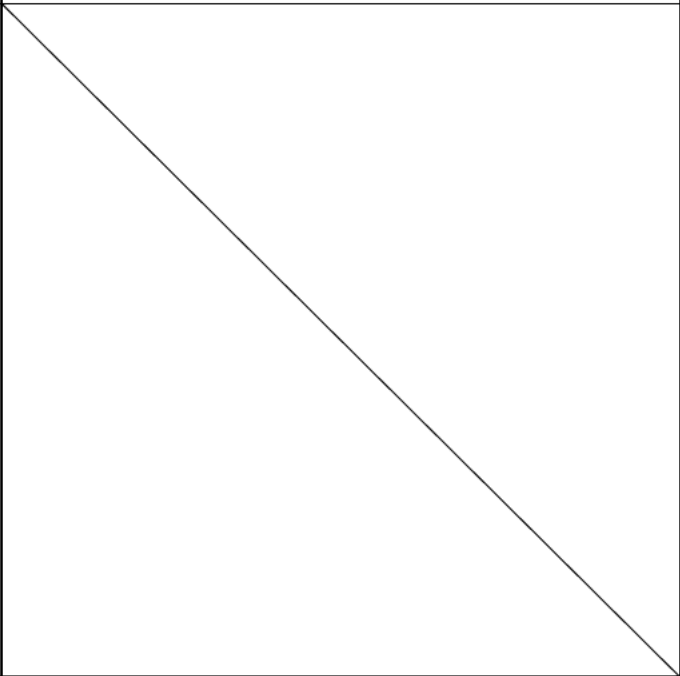
「第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に対して

寄せられた意見及び考え方

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1 NTT ドコモの株価 β から他の複数の事業を営む事業者の移動通信事業に係る β を算出することには一定の合理性がある。		考え方 1	
モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β については、これまで具体的算定方法が規定されておりましたが、今回「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」による議論を通じて β の適切な算定方法の検討が行われ、そのルールの実効性を高めるため第二種指定電気通信設備接続料規則等を改正するものと理解しております。これにより、接続料算定の公平性・透明性を確保し、移動通信事業者の公正な競争環境の一層の整備が図られることを期待しています。 本ワーキングチームの検討においては、株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」）の株価 β を基にアンレバー・リレバーしたものを各事業者の接続料算定に用いる β とし、アンレバーの際に用いる財務諸表については、NTT ドコモの連結財務諸表と単体財務諸表の資本構成比が大きく異なることを前提に、単体財務諸表に拠ることとされました。現状は NTT ドコモの営業収益に占める移動通信事業の割合が他の事業者と比較して最も高いことを踏まえれば、本検討結果のとおり代表的な移動通信事業者である NTT ドコモ株価 β から他の複数の事業を営む事業者の移動通信事業に係る β を算出することは一定の合理性があると考えます。 【KDDI 株式会社】		本省令改正案等においては、移動電気通信事業に係るリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者である株式会社 NTT ドコモの株価 β を指標とすることとしている。	無

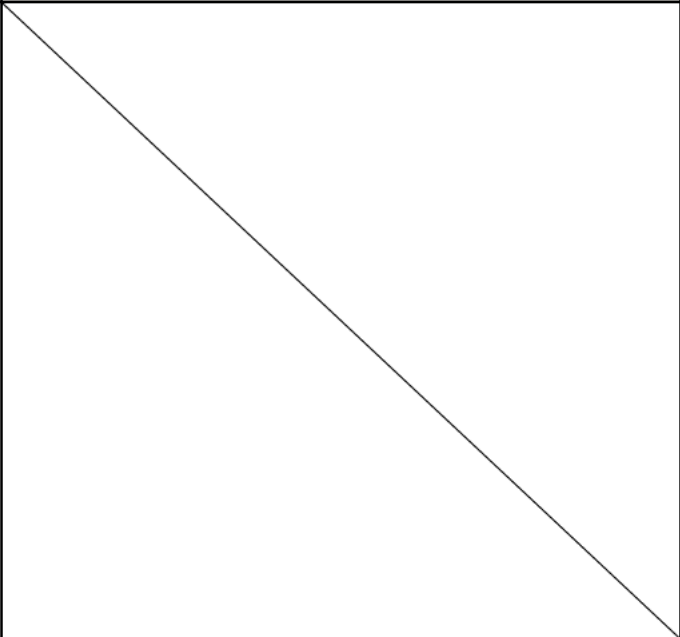
意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2 β の算定方法等について必要な制度整備を図ることは、事業者間の更なる公平性の確保による公正競争促進並びに接続料水準格差の是正に資するものであることから、本改正に賛同。	再意見2	考え方2	
先般の「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」報告書にも記載のある通り、βの算定については、現状、『『移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値』との考え方が規定されているにとどまり」、この結果、「各事業者の接続料に差を生じる一因となっている」ところ、βの算定方法等について必要な制度整備を図ることは、事業者間の更なる公平性の確保による公正競争促進、並びに接続料水準格差の是正に資するものであると考えることから、本改正に賛同致します。 【株式会社NTTドコモ】	(弊社再意見①) 株式会社NTTドコモ殿は、接続料水準格差是正等の観点の本改正に賛同の理由として述べていますが、平成28年12月19日付の第二種指定電気通信接続料規則等の一部を改正する省令案等に関する弊社意見書（以下、「弊社前回意見書」といいます）における弊社意見①及び②のとおり、自己資本費用を含む利潤の回収可能性はMNOの設備投資インセンティブに影響するもので、当該インセンティブは十分に配慮されるべきものである以上、利潤算定に関する考え方が公平性に偏り過ぎたり、また利潤回収が原価回収と比べて軽視されたりといったことがあってはならないと考えます。 告示等を含む実運用においては、当該インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します。 【ソフトバンク株式会社】	現行の第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年省令第31号。以下「接続料規則」という。）においては、βの算定の具体的な方法は事業者委ねられているが、βの値が、事業者によって用いる算定方法により大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがあるなどの理由から、今回、省令改正等により、βの算定方法を統一かつ具体的に定めるものである。 ソフトバンク株式会社の御意見については、【考え方3】に同じ。	無
意見3 今回の改正も含め第二種指定電気通信設備のルールについてはMNOとしての各種インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望。		考え方3	
(弊社意見①) 第二種指定電気通信設備については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（以下、「MVNOガイドライン」といいます）のP.12において、「第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する」と記載され		第二種指定電気通信設備に係る接続料については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第3項第2号において「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額」を超えない範囲で定めることとされており、その算定方法は接続料規則において定めている。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
ています※1。 また、2016年1月26日に公表された「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案等に対して寄せられた意見及び考え方（案）」のP.17【考え方5-1】においては、上記ガイドラインの記載を引用しつつ御省の考え方として、「MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブについて配慮することは重要と考えており、今回のMVNOガイドラインの改正においても、『第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する』旨が記載されているところである」と明確に述べられています※2。 日本におけるモバイル事業発展のためには、MVNO普及促進と同様にMNOにおける上記のようなインセンティブ付与も重要で、両者のバランスの確保が必要と考えることから、前述の従前の考え方も今一度踏まえ、今回の改正も含め第二種指定電気通信設備のルールについてはMNOとしての各種インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します。 ※1 http://www.soumu.go.jp/main_content/000431458.pdf ※2 http://www.soumu.go.jp/main_content/000395925.pdf 【ソフトバンク株式会社】 （弊社意見②） 本改正省令案は、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」を踏まえ、公平性の観点からβの算定上の裁量の幅を可能な限り排除又は狭めることを主目的としているとの認識ですが、一方		本省令改正案等は、移動電気通信事業に係るリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者の株価βを指標として算定に用いることとし、また、事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正かつ統一的なものとするものである。 また、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者においても、事業の多角化等により、算定されたβが本来あるべき「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案した値よりも高くなる可能性があるが、この点、携帯電話は国民1人に1台以上普及した生活必需品であることから市場の影響を受けにくく、したがって安定性が高く、リスクが低いと考えられる。 さらに、接続に係る事業について見ると、移動通信市場において多くのシェアを占める第二種指定電気通信設備への接続に係る事業は、小売を含めた移動電気通信事業全体よりも安定性が高いと考えられる。 したがって、本件βは、主要企業の平均のリスクとなる$\beta = 1$を超えることはないと考えられることから、接続料算定に用いるβの上限値を1とすることとしている。 このように、本省令改正案等は、現時点では、移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正に勘案するものであると考えるため、御指摘のような、MNOの設備投資等のインセンティブを損なうものではない	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
で、「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」（以下、「モバイル接続料算定報告書」といいます）の P.27 には、「期待自己資本利益率は、設備投資に係る自己資本の調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本」との記載があります※3。 すなわち、自己資本費用を含む利潤の回収可能性は MNO の設備投資インセンティブに影響するもので、弊社意見①に記載のとおり当該インセンティブは十分に配慮されるべきものである以上、利潤算定に関する考え方が公平性に偏り過ぎたり、また利潤回収が原価回収と比べて軽視されたりといったことがあってはならないと考えます。告示等を含む実運用においては、当該インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します（なお、具体的な要望の一つは弊社意見③にて記述します）。 ※3 http://www.soumu.go.jp/main_content/000238119.pdf 【ソフトバンク株式会社】		いと考える。	
意見 4 仮に著しい市場変化が生じた場合には β の算定ルールを見直す必要がある。	再意見 4	考え方 4	
（総論より） しかしながら、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」において「移动通信事業の特性により事業環境は数年単位で変化するほか、NTT ドコモについても、今後、子会社等も含めた事業の多角化が進展し、連結財務諸表と単体財務諸表の資本構成比が大きく異なるものになる可能性」があることが指摘されているとおり、仮に著しい市場変化が生じた場合には β の算定ルールを見直す必要があると考えます。 【該当箇所】 附則	（弊社再意見②） KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。 「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」の P.16,17 には、β の算定ルールに関する見直し期間としておよそ 3 年後を目途としつつ、「これ以前であっても、指標としている NTT ドコモの事業構造の変化など、著しい状況変化が生じた場合においては、算定ルールの見直しを行うべきかどうか検討することが適当である」との記載があることから、算定ルールの見直し要否を判断するためにも、3 年を待たずして著しい状況変化の有無を定期的（例えば、各社接続会計報告書の出揃う毎年第二四半期から第三四半期頃等）に確	本省令改正案附則第 3 項において、この省令の施行後三年を目途として、本省令による改正後の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨を規定しているが、それ以前においても、著しい変化があり、必要があると認められるときには、総務省において、必要な措置を講じることが適当と考える。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
(検討) 3 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則第九条第四項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 【意見】 総論においても述べたとおり、今後、移動通信事業においては NTT ドコモの事業多角化や 5G、IoT 等の技術革新への対応により事業形態や事業構造が大きく変化する可能性があります。したがって、今回の省令案の規定にあるとおり、省令施行後上記のような著しい市場環境の変化が認められた際には、接続料算定に用いる β についても今回定められた NTT ドコモの株価 β をアンレバー・リレバーしたもののみならず、各事業者の株価の推移から計測した β を採用する方法等も含め、市場環境に即した適切なルールへと改めて見直しを図る必要があると考えます。 【KDDI 株式会社】	認する必要があると考えます。 【ソフトバンク株式会社】		
意見 5 自己資本利益率の算定については、①過去年度分の β については従来方式の採用も可とする前提で 3 年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3 年平均ではなく今年度単年で算定する（来年度は、今年度と来年度の 2 年平均とする）、といった方法が認められるような措置を講じていただきたい。	再意見 5	考え方 5	
(弊社意見③) 第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「二種接続料規則」といいます）第 9 条第 3 項の規定に基づく期待自己資本利益率の過去 3 年間の平均については、前々年度及び前年度（以下、「過去年度」といいます）分についても本改正省令案に則った β の算定方式（以下、「新方式」といいます）とするものとの理解ですが、以下の点で懸念があります。	(弊社再意見③) 弊社試算 ※によれば、今回の改正案に基づく期待自己資本利益率の過去 3 年間の平均は、今年度単年で計算された自己資本利益率と比べ、昨年度の自己資本利益率との振幅が大きくなる見込みです。については、弊社前回意見書における弊社意見③のとおり、自己資本利益率の算定については、①過去年度分の β については従来方式の採用も可とする前提	本改正案は、β の値が、事業者によって用いる算定方法により大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがあること、また、各事業者の事業が多角化する中、適正な「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案し、「当該事業者の財務状況に係るリスク」を十分に適正に勘案することが困難	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
(1)3年平均の趣旨を損なうおそれがあること 二種接続料規則における3年平均の規定の趣旨については、2016年3月11日に開催の第158回紛争処理委員会における御省資料「電気通信事業法等の一部を改正する法律について」のP.22において、「利潤の算定について、各年度の額の振幅を平準化するために・・・(略)・・・自己資本利益率（→過去3年間平均に）の算定方法等を規定する」と記載されています※4。 しかしながら、今回過去年度分も含め新方式に基づき3年平均で計算された自己資本利益率を用いた場合、新方式に基づき今年度単年で計算された自己資本利益率と比べ、結果として昨年度の自己資本利益率との振幅が大きくなることも十分考えられる状況です。 (2)3年平均の規定が導入された時点では、βの算定方法に関する詳細な見直し議論はなされていなかったこと 3年平均は、確かに各年度の振幅を平準化する効果があり、その趣旨においてこの規定自体の是非については、導入時の議論においても目立った意見はなかったとの認識です。 しかしながら、これは過去年度分のβは従来の各社の算定方式（以下、「従来方式」といいます）で算定済みであり、今後の接続料算定において従来方式でのβを用いた上で3年平均を行った場合には、単年度での算定よりも振幅が抑えられることは当然であるとの前提に基づくものと考えます。すなわち、今回のようにβの算定方式が大幅に変更となり、かつ過去年度分まで遡って適用する前提であれば、そもそもの3年平均導入の是非に立ち返って議論がなされるべきものと考えます。 したがって上記(1)(2)を踏まえ、自己資本利益率の算定	で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する（来年度は、今年度と来年度の2年平均とする）、といった方法が認められるような措置を講じていただきたいと考えます。 ※別添の試算結果については経営情報も含むため、非公表（委員限り）として取り扱いをお願いします。 【ソフトバンク株式会社】 今般のβの算定方法の見直しに係る省令等改正案（以下、「本改正」という）については、『モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書（以下、「報告書」という）』にも記載のある通り、「各社それぞれ算定方法が異なっている」ことが、「各事業者の接続料に差を生じる一因となっている」との課題認識の下、公平性確保の観点から必要な制度整備を図るものです。 上記を踏まえれば、自己資本利益率の算定にあたり、過去年度分のβについても、本改正に則ったβの算定方法を採用した上、3年平均を用いることが望ましいと考えます。 なお、報告書にも記載のある通り、例えば、「現在の二種接続料規則においては、(中略)自己資本利益率について直近3年間の平均を適用している点を考慮し、株価の計測期間として3年間を採用する」など、本改正は、二種接続料規則に規定されている自己資本利益率の算定につき、直近3年間の平均を適用することを前提に議論・検討がなされた結果であると理解しております。 【株式会社NTTドコモ】 今般のモバイル接続料の自己資本利益率の算定に	になってきていることから、今後の接続料の適正性を確保するべく、利潤の算定に用いるβの値を十分に適正なものとするを目的として、βの算定方法を統一的かつ具体的に定めるものである。 また、第二種指定電気通信設備に係る接続料は、実際費用方式に基づくものであるため、接続に関して実際に発生した費用を、適正な自己資本費用も含め、接続料として回収するという考え方に立っている。したがって、本改正案により、接続に伴う未回収費用が生じること等になるわけではなく、激変緩和のための経過措置を設けるまでの事情があるとは考えにくい。 このような本省令改正の趣旨を踏まえれば、ご提案の自己資本利益率の3年平均において、過年度分について、従来の算定方法の適用を認めることは適当ではないと考える。 また、本改正案を適用するにあたり、平成27年度以降の数値のみを用いて平均することについては、接続料算定に用いる平成27年度及び平成28年度の数値の比重が、他年度に比べて大きくなり、当該年度の状況がより強く反映されることから、適当ではないと考える。	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
については、①過去年度分のβについては従来方式の採用も可とする前提で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する（来年度は、今年度と来年度の2年平均とする）、といった方法が認められるような措置を講じていただきたいと考えます。 ※4 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403073.pdf 【ソフトバンク株式会社】	関するワーキングチームにおいては、前回のモバイル接続料算定に係る研究会にて統一できなかったβの考え方について、特に「公平性」の観点から、算定上の裁量の幅を可能な限り排除又は狭めていくべく議論が進められたという経緯を踏まえると、ソフトバンク株式会社殿がご提案されているような経過措置は不要と考えます。 【KDDI 株式会社】		
意見6 MVNO 接続料金を見直すと同時に MVNO 向けの相互接続義務や厳しい非対称規制を一部見直すべき。		考え方6	
MVNO 接続料金を見直すと同時に MVNO 向けの相互接続義務や厳しい非対称規制を一部見直すべきではないか？接続義務は本来、MNO 間の相互接続をさせていたものを MVNO にも拡大適用したと記憶している。世界中を見ても MVNO にまで相互接続義務を適用している国は稀有である。むしろ Ofcom のように MNO に対する MVNO 規制自体を否定する規制当局も増えている。 MVNO の接続料金が下がり国内の競争が活性化する事は望ましいが、参入ハードルが下がり過ぎると海外事業者が国内 MVNO へ参入して国内外の規制差を利用して日本の市場を一方的に奪う事態も起こり得る。そういう事態に備えるためにも電気通信事業法 29 条 30 条を一部見直し相互接続義務や非対称規制の例外としてアライアンスの結成とアライアンス間の優遇を認め、MNO が国際競争やサービスの多様化に対してアライアンスを通じて柔軟に対応できる余地も視野に入れるべきだろう。 【個人】		電気通信事業法第 32 条は、電気通信事業者の設置する電気通信回線設備の重要性に鑑み、公共の利益を確保する観点から、移動電気通信事業に限らず、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者については、原則として、その設置する電気通信回線設備に対する、他の電気通信事業者からの接続の請求に応じなければならないこととしている。	無

別添(委員限り)



(参考)「第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」以外の事項に対して

寄せられた意見及び考え方

1 告示に定める β の算定方法について

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見 1 - 1 接続料の利潤算定にあたっての有利子負債、 β の算定における有利子負債共に、双方の整合性を図る観点で、社債、借入金及びリース債務に限ることが適当。社債、借入金、リース債務以外の科目において、有利子負債の額に含み得る要素が定常的に存在するということであれば、透明性確保の観点から、当該要素を会計上明確に整理できるよう、電気通信事業会計規則の見直し等を行うことも必要。	再意見 1 - 1	考え方 1 - 1	
【該当箇所】 平成二十八年総務省告示第百十号の一部改正案第 3 条第 2 項 【意見】 接続料の利潤算定にあたっての有利子負債の定義は、第二種指定電気通信接続料規則において「社債、借入金及びリース債務」である旨が明確かつ限定的に規定されているところ、βの算定における有利子負債については、「社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る」とされておりますが、本来的には、双方の整合性を図る観点で、社債、借入金及びリース債務に限ることが適当であると考えます。 この点、社債、借入金、リース債務以外の科目において、有利子負債の額に含み得る要素があるとすれば、事業者の恣意性が入り込まないよう、総務省殿における適切な検証がなされるものと認識しております。 また、当該要素が定常的に存在するということであれば、透明性確保の観点から、当該要素を会計上明確に整理できるよう、事業会計規則の見直し等を行うことも必要であると考えます。 【株式会社 NTT ドコモ】	株式会社 NTT ドコモ殿の意見に賛同します。 【KDDI 株式会社】	本告示改正案に対する賛同の御意見として承る。 本省令改正等では、 β の算定方法の明確化を図るため、有利子負債の考え方について告示の規定を整備したもの。これに関しては、当省での接続料検証作業の中で、恣意性がないよう精査していくこととしている。	無

2 算定根拠様式の見直しについて

意見 2 - 1 記載する項目の値の程度によって、適宜精度の確保を行うことを、あらかじめ省令において明文化する趣旨であるという旨を確認したい。		提出意見を踏まえた案の修正の有無
【該当箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案第 23 条の 9 の 3 【意見】 当社は、従前から、接続料の算出の根拠に関する説明にあたり、記載する金額及び数値については、現行規定を踏まえつつ、記載する項目の値の程度によって、適宜精度の確保を行うことで、総務省殿における適正性の検証がなされてきたものと認識しております。 本改正では、「接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行って表示することができる」とされているところ、記載する項目の値の程度によって、適宜精度の確保を行うことを、予め省令において明文化する趣旨であると認識しておりますが、この点につき、確認をさせて頂きたいと存じます。 【株式会社 NTT ドコモ】	【考え方 2-1】 本省令改正案は、算定根拠に記載された数値の精度が低く、接続料の下位の桁の値の計算の検証ができない場合、総務省における接続料の適正性の検証可能性が損なわれることから、算定根拠様式への数値の記載にあたっては、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行うことができる旨規定するものである。	無
意見 2 - 2 本改正案の主旨は、仮に算定根拠に関する書類に記載する数値について千円単位以下がゼロとなる等、十分な検証ができない場合のみに端数処理を行わずに記載するよう明確化されたものと理解。		提出意見を踏まえた案の修正の有無
【該当箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案第 23 条の 9 の 3 (第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出) 第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款（変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照）並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行って表示することができる。 【意見】 従来、接続料の算出の根拠に関する書類に記載する金額は千円単位又は百万円単位とされていたところですが、改正省令案においては接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行うものと変更されています。本改正案の主旨は、仮に算定根拠に関する書類に記載する数値について千円単位以下がゼロとなる等、十分な検証ができない場合のみに端数処理を行わずに記載するよう明確化されたものと理解しております。 【KDDI 株式会社】	【考え方 2-2】 【考え方 2-1】と同じ。	無
意見 2 - 3 「設備等の算定上の区分」については、応分負担の観点から、「利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定」を行う必要がある一方、「そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載する」ことを企図するものであると認識しており、この点を確認したい。		提出意見を踏まえた案の修正の有無
【該当箇所】	【考え方 2-3】	無

電気通信事業法施行規則の一部改正案第 23 条の 9 の 3 様式第 17 の 4 の 5 【意見】 「設備等の算定上の区分」については、例えば、接続固有に発生する費用のように、応分負担の観点から、「利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定」を行う必要があり、その場合において、当該区分ごとに、必要に応じ区分の欄を変更して記載を行うものである一方、「そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載する」ことを企図するものであると認識しておりますが、この点につき、確認をさせて頂きたいと存じます 【株式会社 NTT ドコモ】	御意見のとおり、本省令改正案は、設備等の算定上の区分ごとに利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合に、設備等の算定上の区分ごとに記載することとするものであるが、そのような区別を行っていない場合には単一の区分として記載することを認めるものである。	
意見 2 - 4 算定方法に係る様式変更に関しては、その実現可否について事業者における十分な検討期間を設け、適切なプロセスを踏まえた上で関連する省令を改正すべき。		提出意見を踏まえた案の修正の有無
【意見】 第二種指定電気通信設備接続料規則において接続料算定に用いられる β の算定ルールその他、電気通信事業法施行規則に規定されているモバイル接続料の算定の根拠となる様式についても合わせて改正されることとなっておりますが、従来様式の変更は、場合によっては算定方法の変更等、算定コストの増大化につながるものが懸念されます。したがって、算定方法に関わる様式変更に関しては、その実現可否について事業者における十分な検討期間を設け、適切なプロセスを踏まえたうえで関連する省令を改正すべきと考えております。 【KDDI 株式会社】	【考え方 2-4】 本件のような算定根拠様式の変更にあたっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続により行ってまいりたい。	無
意見 2 - 5 経緯不透明な改正案に対して反対。MVNO にとってメリットがあるものなのかないものなのか等、議論した上で改正されたい。		提出意見を踏まえた案の修正の有無
【意見】 β にかかわる総務省告示以外の項目についてはワーキングチームで全く議論になっていない項目が改正されている。 こういった経緯か、一般人には全く理解できない内容である。 端数処理の実施や役務別固定資産明細表については β と関係のないものであるため、経緯不透明な改正案に対して反対である。 MVNO にとってメリットがあるものなのかないものなのか等、議論した上で改正されたい。 【個人】	【考え方 2-5】 本省令改正案は、接続料算定の適正性を担保するため、算定根拠様式に表示する金額及び数値について、接続料の算出に十分な精度を確保し、また、算定根拠様式を変更し、総務省における接続料の適正性の検証可能性を高めるものである。	無